

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」について

日本政策金融公庫のお手続きが必要な方へ

このご案内は、「令和6年度(大学等)(大学院)奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】」の「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」の欄に

「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」

と記載のある方を対象としています。

「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と記載のある方は、

進学前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」への申込手続きが必要です。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」のお申込みにあたっては、次ページ以降の内容をご確認いただき、早めのお手続きをお願いします。

「国の教育ローン」をお申込み後、融資を受けられなかった場合、入学時特別増額貸与奨学金のお振込みまでの手続きは、「令和6年度(大学等)(大学院)奨学生採用候補者の皆さんへ」にしたがって行うようお願いします。

ご 注 意

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった方が利用できる制度です。

※「国の教育ローン」の審査結果により、「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できない場合があります。

「国の教育ローン」のお申込みが必要な方へ

Q1. 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」とはどのような制度ですか？

- ➡ A. 「国の教育ローン」は、「教育の機会均等」、「家庭の経済的負担の軽減」という政策目的のため、昭和54年に創設された公的な融資制度です。民間金融機関の補完を旨とする政策金融機関である日本政策金融公庫（日本公庫）が扱っています。

Q2. 申込みは、いつできますか？また、融資実行までの期間は？

- ➡ A. お申込みは1年中いつでも受付しています。
※入学時の費用に利用する場合（入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合）
合格発表前でもお申込みいただけますので、志望校が決まったらお申込みください。
在学時の費用に利用する場合は、資金が必要になったらできるだけ早くお申込みください。
いずれも**必要時期の2～3カ月前**がお申込みの目安です。
- ➡ A. 20日程度（お申込みから審査の結果が出るまでに10日前後、さらに実際にご融資金をお客さまの口座に振込むまでに10日前後）かかります。

Q3. 申込みは、誰でもできますか？

- ➡ A. お申込みできる方は、入学・在学される方の保護者の方（主に生計を維持されている方）です。
- ➡ A. お子さまの人数に応じた**世帯の年間収入（所得）**の上限額（4ページの概要参照）が定められており、その年収（所得）以内の方がお申込みいただけます。
※年間収入（所得）の上限額を超える方は、国の教育ローンのお申込み対象外となります（入学時特別増額貸与奨学金も対象外となります。）。

Q4. 申込手続きは、どのようにすればよいですか？

- ➡ A. インターネットまたは郵送によるお申込ができます。
- ①インターネットでのお申込み
日本公庫のホームページ内の「インターネットお申込み」からメールアドレスを登録し、必要事項を入力の上、日本公庫に必要書類を提出してください。
- ②郵送でのお申込み
「国の教育ローン」のコールセンター（0570-008656）に、必要書類（提出用封筒を含む。）を請求し、書類を整えたうえで、同封の提出用封筒で日本公庫宛に郵送してください。

Q5. 申込金額を「入学時特別増額貸与奨学金」と同額にする必要はありますか？

➡ A. 同じ金額にする必要はありません。「国の教育ローン」は1年間に必要な金額が対象です。

例えば、大学への入学時の費用として申込む場合、入学金と前期・後期授業料など1年生のときにかかる費用でお申込みができます。

Q6. 「国の教育ローン」の融資が受けられる場合は、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できないのでしょうか？

➡ A. 審査の結果、「国の教育ローン」が受けられる場合は、「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できません。「国の教育ローン」をご利用いただき、「入学時特別増額貸与奨学金」は辞退することになります。進学後、進学先の学校に辞退する旨を伝えてください。

Q7. 日本公庫が発行する「融資できない旨を記載した通知文」は、希望すれば誰でも発行してもらえますか？

➡ A. 日本公庫にお申込みされ、審査の結果、融資が受けられない場合に限り発行されます。

次の方には発行されませんのでご注意ください。

①お申込みされていない方（ご融資のご利用予定がない方はお申込みいただけません。）

②お申込み対象外の方（世帯の年間収入（所得）の上限額を超える方などお申込みいただけない方）

③審査の結果、ご融資が可能となった方

※上記①～③に該当する場合は、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。

Q8. 「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、「融資できない旨を記載した通知文」の送付を受けたのですが、紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

➡ A. 再発行が必要になった場合は、「国の教育ローン」をお申込みされた日本公庫の支店まで連絡してください。

再発行されない場合は、日本学生支援機構の所定の書類に詳細をご記入ください。不明な点は奨学金相談センター（0570-666-301）までお問い合わせください。

Q9. 「国の教育ローン」のお問い合わせ先・資料請求先はどこですか？

➡ A. 教育ローンコールセンター（0570-008656）までお問い合わせください。

ご 注 意

「入学時特別増額貸与奨学金」を含む「日本学生支援機構の奨学金制度」については、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

※日本公庫の教育ローンコールセンターや各支店では、日本学生支援機構の制度について対応することができません。

「国の教育ローン」の概要（令和5年9月1日現在）

融資限度額	お子さま1人につき上限 350万円 ※一定の要件に該当する場合は上限450万円。詳しくはホームページをご覧ください。
ご返済期間	18年以内
利率	年1.95% 固定金利 ※母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または扶養しているお子さまが3人以上かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は年1.55% ※利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率（固定）は、記載されている利率とは異なる場合があります。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など） ●受験費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など） ●住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など） ●教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など ※今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。 ※入学資金については、原則として入学される月の翌月末までご融資が可能です。

ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者（主に生計を維持されている方）で、世帯の年間収入（所得）が、次表の金額以内の方

お子さまの人数	世帯の年間収入（所得）の上限額	下記の【要件】に1つでも該当する方
1人	790万円（600万円）…Ⅰ	Ⅰ・Ⅱを超える → 990万円（790万円）…Ⅲ
2人	890万円（690万円）…Ⅱ	
3人	990万円（790万円）	
4人以上	「国の教育ローン」のコールセンター（0570-008656）にお問い合わせください。	

【要件】上記Ⅲに該当する方のみ、次の①～⑦のいずれかひとつに該当することをご確認ください。

「お勤め（営業）の年数」や「お住まいの年数」が短い方

- ①勤続（営業）年数が3年未満
- ②居住年数が1年未満

「自宅外通学（予定）」や「単身赴任」に該当する方

- ③世帯のいずれかの方が**自宅外通学（予定）者**
- ④借入申込人またはその配偶者が**単身赴任**

「海外留学」の資金でご利用の方

- ⑤今回のご融資が**海外留学資金**

「お借入の負担」や「介護費の負担」が大きい方

- ⑥返済負担率*が30%超 ※借入申込人の「今後1年間の借入金返済額÷年収（所得）」
- ⑦ご親族などに**要介護（要支援）認定**を受けている方がおり、その介護に関する**費用を負担**

※「お子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

※世帯の年間収入（所得）には、世帯主のほか、配偶者等の収入（所得）も含まれます。

※今年の世帯収入（所得）が、上表の金額以内となる見込みのある方（【要件】に該当することになる方を含む）は、ご利用いただける場合があります。

※ご親族などでもご利用いただける場合があります。

※年収は源泉徴収票の「支払金額」欄、所得は確定申告書の「所得金額合計」欄をご確認ください。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

「国の教育ローン」のお問い合わせ先・資料請求先

教育ローンコールセンター

●営業時間
月～金 9:00～19:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。

 **0570-008656**
(ハローコール)

※ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03（5321）8656へおかけください。

※「日本学生支援機構の奨学金」については、奨学金相談センター（0570-666-301）までお問い合わせください。